

375-8601

藤岡市中栗須 327 番地

藤岡 太郎 様

③

発行日: 令和 6 年 〇月 ×日

お問い合わせ番号: 01234567891
(11 桁の数字)

①

群馬県藤岡市長 新井 雅博

連絡先:

〒375-8601 藤岡市中栗須 3 2 7 番地

藤岡市役所 納税相談課

電話 0274(22)1211(代表)



過誤納金還付通知書

納付していただきました市税等は、課税額の変更・重複納付等の事由により、納めすぎとなりましたのでお返しいたします。

つきましては、お届けをいたしております下記預金口座へ振込をさせていただきます。

還 付 理 由		過誤納		
還付の内訳	年 度	科 目		還 付 番 号
	令和6年	固定		50601234567891
	期 別	1期		
		納 付 額 (円)	賦 課 額 (円)	還 付 金 額 (円)
	金 額	20,000	10,000	① 10,000
	延 滞 金	0	0	② 0
	督促手数料	0	0	③ 0
	還付加算金			④ 0
	充 当 済 額			⑤ 0
	還 付 済 額			⑥ 0
還付充当予定額			⑦ 0	
還 付 金 合 計 (お 返 し す る 金 額)		①+②+③+④-⑤-⑥-⑦		10,000
備 考				

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、藤岡市に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対するその裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、藤岡市を被告として(訴訟において藤岡市を代表する者は藤岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)審査請求があった日の翌日から起算して3ヶ月を経過しても裁決がないとき。(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

②

過誤納金等還付払戻請求書兼口座振込依頼書

(あて先) 群馬県藤岡市長

令和 6 年 〇月 ×日

住 所 藤岡市中栗須 327 番地

署 名 藤岡 太郎

過誤納還付払戻金を下記の内容で払い込むよう依頼します。

※本人または相続人【続柄: 】の署名が必要です。

還付番号	固定資産税 - 50601234567891	口座名義人	(フリガナ) フジオカ タロウ
還付金額	10,000 円	(漢字)	藤岡 太郎
金融機関	〇〇 銀行 金庫	電話番号	0274-22-1211
	×× 支店 支所	口座内容	預金種別(該当に〇印) 口座番号(右づめで記入)
		1 普通	2 当座
			0123456

※ゆうちょ銀行を指定する場合は、店番号3桁・預金種別・口座番号の左から7桁をご記入ください。

※この「過誤納金等還付払戻請求書兼口座振込依頼書」は、締切日【令和 6 年〇月×日】までに提出してください。

①お問い合わせ番号

還付について納税相談課にお問い合わせいただくときに必要となる番号です。

②過誤納金等還付払戻請求書兼口座振込依頼書・③還付対象者

依頼書の記入日、住所氏名、振込先に指定する口座情報を記入のうえ、キリトリ線で切り取って締切日(赤枠内下線部)までにご返送ください。なお、住所および署名については還付対象者ご本人様のご記入・ご署名をお願いします(注1)(注2)。

(注1) 還付口座は還付対象者ご本人様以外の口座を指定することも可能です。その場合も住所および署名については、必ず還付対象者ご本人様のご記入・ご署名をお願いします。

(注2) 還付対象者ご本人様がご存命でない場合は、相続人の住所および続柄のご記入・ご署名をお願いします。

(注2)記入例

過誤納金等還付払戻請求書兼口座振込依頼書

(あて先) 群馬県藤岡市長

令和6年〇月×日

住所 藤岡市中栗須327番地 ←相続人の住所

氏名 藤岡 花子 ←相続人のご署名

過誤納還付払戻金を下記の内容で払い込むよう依頼します。

※本人または相続人【続柄: 妻】の記名が必要です。

↑続柄を記入してください